**キンダーカウンセラー事業について**

　現在、子どもの望ましい発達を促すとともに、多様化している保護者と地域のニーズに応えるため、幼稚園には家庭・地域との連携を深めながら、子育て支援の役割を果たすことが求められています。

　大阪府では、キンダーカウンセラー事業を実施している私立幼稚園に対し補助金を交付し、幼稚園が上記の役割を果たすことを支援しています。

**キンダーカウンセラーとは？**

臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者で、心理に関する専門家として、幼稚園で園児の保護者のカウンセリングや教職員への助言等を行う人材です。

**キンダーカウンセラーの活動内容例**

・実際にクラスの中での園児の様子を観察し、教職員による関わり方のコツや、教育、保育、支援の方向性などについて助言を行う。

・園児の保護者や、在園児以外の地域の保護者に対してカウンセリングを行い、子どもの発達に関する相談や、育児の中で感じた疑問などに対し助言を行う。

・カウンセラーだよりを発行し、子育てのヒント等について情報提供を行う。

・教職員に対する研修や、教職員のメンタルヘルスの管理を行う。

・支援が必要な子どもについて、保護者の希望を確認しながら、専門医や療育施設等、関係機関につなぐための情報提供を行う。

**実際に活動しているキンダーカウンセラーの声**

外部の人間が園の中に入ることに抵抗がある方もいるかもしれませんが、

キンダーカウンセラーは、毎日会っていると見えにくい園児の成長や変化を、

園の教職員とは異なる距離感で観察し、子どもの成長のために、保護者

のために何ができるかを、園と一緒に考えることができます。

**大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金の概要**

**詳細は補助対象基準を**

**参照してください。**

補助要件

・キンダーカウンセラー事業（１回あたり６時間以上）を年１２回以上実施。

事業内容は地域の保護者（在園児の保護者以外も含む）を対象としたカウンセリング及び教員への指導助言相談とすること。

・教職員に対する研修（１回あたり１時間以上）を年３回以上実施。

・園外に出向いて相談やアドバイスを行う体制を整備し、保護者及び地域に明示していること。

等

補助単価　※下記はR４の補助単価です。補助単価は予算の範囲内で毎年度設定されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施回数 | 補助金額 |
| 年１２回以上 | 250,000円 |
| 年２４回以上 | 500,000円 |
| 年３６回以上 | 750,000円 |
| 年４８回以上 | 1,000,000円 |

　　補助率が８０％を超える場合は、８０％を上限として補助金を交付（１万円未満切捨）

　　（補助率 ＝ 補助金額 ÷（補助対象経費の合計 － 利用者負担金 ） × １００）

**事業を実施している園の声**

子どもの育ちについて、保護者の許可を得て園とカウンセラーが情報を共有することで、教育・保育の充実につながっています。

キンダーカウンセラーへの相談を経て、保護者と教員の子ども理解が進み、保護者と教員とのコミュニケーションが増え、保護者の協力が得られるようになりました。

カウンセラーに相談した方々の表情が日に日に明るくなり、子育てに前向きになっています。

園児の発達支援の参考になるアドバイスをいただけ、勉強になる面が多いです。

新型コロナウイルスの影響で不安になっていた保護者のカウンセリングを行うことにより、保護者や子どもの心身の安定に貢献できました。